

# 高等学校等就学支援金の申請について

高等学校等の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が授業料の支援を受けることができるようになりました。

高校授業料の支払いが不要となるためには、申請が必要です。  
この案内に沿って、5月7日（木）までに申請をしてください。

## ◆ 制度の詳細

- ◆ 高等学校等就学支援金を申請し、認定となれば授業料の支払いが不要となります。
- ◆ 対象となる生徒  
高等学校等に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、①または②～⑤のいずれかに該当する者※
  - ①日本国籍を有する者<日本国籍を有しないが、以下に該当する者（該当例はP3参照）>
  - ②特別永住者
  - ③永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等
  - ④定住者（将来永住する意思があると認められた者）
  - ⑤家族滞在（日本の小学校及び中学校を卒業した者で、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者）

※ 前籍校があり、高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制、通信制課程に在学していた場合は48月）を超える生徒は支給の対象とはなりません。

- ◆ 支給を受けるには  
次の「◆ 申請方法」の記載に従って、高等学校等就学支援金を申請してください。

## ◆ 申請方法

入学手続きの際に学校から配付したログインID通知書に記載のID、パスワードにより、高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien<sup>イーション</sup>）にログインして、必要事項を入力の上申請してください。

なお、e-Shien から申請できない場合や、ID・パスワードがわからない場合は、学校事務室にお問い合わせください。

生徒の国籍が日本国籍以外の場合、書面申請となります。  
別途、書面申請用のお知らせをお渡ししますので、事務室へ連絡してください。

## ◆ 手続きの流れ

2026年4月～  
2027年3月分

### 高等学校等就学支援金オンライン申請システム (e-Shien)



学校から配付されたID・パスワードによりログイン



申請はこちらから

【意向登録】(表示される場合のみ)  
支給を希望してください。

【生徒情報の入力】(認定申請 または 在校生受給資格確認)

「住所」、「生年月日」、「国籍」等を登録します。

※ 学校ですでに登録をしている項目については、登録内容を確認し、修正が必要な場合は修正してください。

申 請

P1「対象となる生徒」に  
該当する場合 ※

### 就学支援金支給

実際にお手元に支給されるのではなく、  
学校において授業料債権に充当することで、  
授業料の支払いが不要になります。

審 査 結 果 通 知 [郵送 ]

- 生徒情報の入力内容を基に、国籍等に誤りがないか市町村に登録されているデータで確認を行います。
- 申請された際の登録内容に不備等ありましたら、学校から連絡いたします。

※ 「対象となる生徒」に該当せず、就学支援金が不支給となった場合でも、収入の要件により支給できる支援金制度（新修学支援金）があります。

## ◆ 国籍・在留資格に関する要件

区分	該当例	在留期間	支援金の支給	(参考)
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人	—	支給対象	
②特別永住者	特別永住者として本邦に在留する者	無期限	支給対象	
③永住者等	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	支給対象	
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子		
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子		
④定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者（第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等）	5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	定住者のうち、「将来永住する意思があると認められた者」は、支給対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新制度対象外の在校生（留学生含む）には、旧制度の支援を継続。</li> <li>●新制度対象外の新入生（留学生除く）には、旧制度と同等の水準の予算措置を実施。</li> </ul>
⑤家族滞在	教授、芸術等の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など	法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	家族滞在のうち、「小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者」は、支給対象	
⑥右記の在留資格により在留する者	・外交、公用 ・文化活動 ・留学、研修 ・特定活動 等	区分の内容に応じて15日から5年の期間	支給対象外	

※在留資格の取得・変更・更新は、全て法務大臣の許可が必要。

## ◆ よくあるお問い合わせ

**Q 1 所得制限はなくなったのに申請が必要なの？**

A 1 所得制限は撤廃されましたが、新たに国籍及び在留資格等を確認する必要があるため、申請が必要となります。

**Q 2 オンライン申請したいのですが、e-Shien の操作がうまくいきません。**

A 2 e-Shien にはチャットボット機能も備わっていますのでご利用ください。e-Shien ログイン画面の、「チャットで質問をする」をクリックして質問してください。

**Q 3 オンライン申請しましたが、申請できているか確認できますか。**

A 3 e-Shien にログインし、認定状況から詳細を表示し、申請日又は届出日が登録されていたら、申請ができています。

## ◆ 次の場合は学校の事務室に必ず連絡してください

- ◇ 住所に変更がある場合
- ◇ 国籍又は在留資格の変更、在留期間の更新等がある場合  
別途、手続きが必要となります。

## ◆ 参考

① 就学支援金オンライン申請システム

e-Shien



申請はこちらから

② 文部科学省 HP



申請者向け利用マニュアル  
よくあるFAQ

③ 神奈川県教育委員会 HP



随時のお知らせなど

問合せ先 神奈川県立相原高等学校 事務室 森田 電話 042-760-6131